

紹介受診重点医療機関の選定について

目次

1. 紹介受診重点医療機関について
2. しらかわ診療所の選定について

1. 紹介受診重点医療機関について

○ 外来機能の明確化・連携を強化し、患者の流れの円滑化を図るため、紹介受診重点外来の機能に着目して、以下のとおり紹介患者への外来を基本とする医療機関（紹介受診重点医療機関）を明確化する。

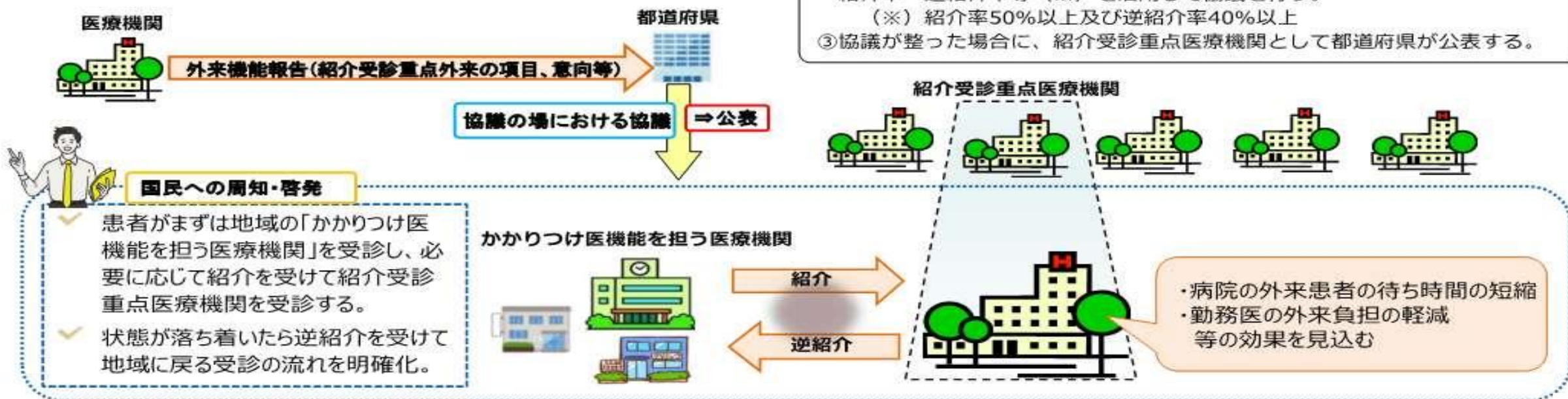
- ① 外来機能報告制度を創設し、医療機関が都道府県に対して外来医療の実施状況や紹介受診重点医療機関となる意向の有無等を報告し、
- ② 「協議の場」において、報告を踏まえ、協議を行い、協議が整った医療機関を都道府県が公表する。

【外来機能報告】

- 紹介受診重点外来等の実施状況
 - ・ 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来
 - ・ 高額等の医療機器・設備を必要とする外来
 - ・ 特定の領域に特化した機能を有する外来
- 紹介・逆紹介の状況
- 紹介受診重点医療機関となる意向の有無
- その他、協議の場における外来機能の明確化・連携の推進のための必要な事項

【協議の場】

- ① 紹介受診重点外来に関する基準（※）を満たした医療機関については、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を確認し、紹介率・逆紹介率等も参考にしつつ協議を行う。
（※）初診に占める紹介受診重点外来の割合40%以上 かつ
再診に占める紹介受診重点外来の割合25%以上
- ② 紹介受診重点外来に関する基準を満たさない医療機関であって、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を有する医療機関については、紹介率・逆紹介率等（※）を活用して協議を行う。
（※）紹介率50%以上及び逆紹介率40%以上
- ③ 協議が整った場合に、紹介受診重点医療機関として都道府県が公表する。



紹介受診重点医療機関になることで期待できる効果

【すべての医療機関】

- 200床未満の病院又は診療所から紹介された患者に対して、連携強化診療情報提供料（旧：診療情報提供料Ⅲ）を毎月算定できる。
- 紹介受診重点医療機関である旨の広告が可能となる。

【一般病床200床以上の病院】

- 紹介状のない患者等が受診する場合の定額負担の徴収の対象（例外規定あり）。
- 紹介受診重点医療機関入院診療加算（入院初日に800点）を算定できる。
（※地域医療支援病院入院診療加算(1000点)を算定する場合は上記算定不可。）

（参考）

- 定額負担：特定機能病院、地域医療支援病院に加えて紹介受診重点医療機関も対象病院となった。
- 連携強化診療情報提供料：紹介受診重点医療機関であれば、紹介元の医療機関に施設基準上の規定がない。

（出典）令和4年度診療報酬改定の概要外来Ⅰ－4 外来医療の機能分化等

外来機能報告及び紹介受診重点医療機関に関するその他情報

- 外来機能報告の結果については、病床機能報告と同様に公開する。
- 紹介受診重点医療機関の公表日は、1日付けとする。
- 紹介受診重点医療機関の公表は県及び国のホームページ等で行う。
- 協議の場の開催状況に応じて、各都道府県で公表時期が異なることもある。
- 紹介受診重点医療機関のない二次医療圏が出来ることも考えられる。
- 特定機能病院及び地域医療支援病院のうち、紹介受診重点外来の基準を満たす病院については、原則、紹介受診重点医療機関となることが望ましい。
- 特定機能病院及び地域医療支援病院のうち、紹介受診重点外来の基準を満たさない病院については、外来機能報告等のデータも活用し、本来担うべき役割を踏まえ、地域の外来医療提供体制における当該医療機関の果たす役割等を協議の場等で確認する。

紹介受診重点医療機関として公表されている医療機関

No.	医療圏	医療機関名
1	前橋	群馬大学医学部附属病院
2	前橋	前橋赤十字病院
3	前橋	群馬中央病院
4	前橋	群馬県済生会前橋病院
5	前橋	善衆会病院
6	前橋	県立心臓血管センター
7	前橋	城西クリニック
8	渋川	渋川医療センター
9	渋川	北関東循環器病院
10	伊勢崎	伊勢崎市民病院

No.	医療圏	医療機関名
11	伊勢崎	伊勢崎佐波医師会病院
12	高崎・安中	高崎総合医療センター
13	高崎・安中	日高病院
14	藤岡	公立藤岡総合病院
15	利根沼田	沼田脳神経外科循環器科病院
16	桐生	桐生厚生総合病院
17	桐生	東邦病院
18	太田・館林	太田記念病院
19	太田・館林	公立館林厚生病院
20	太田・館林	県立がんセンター

(令和6年4月1日現在)

初診・再診基準 及び 紹介率・逆紹介率について

基準

初診基準： $\frac{\text{紹介受診重点外来の件数※}}{\text{初診の外来件数}}$ $\Rightarrow$ 40%以上

再診基準： $\frac{\text{紹介受診重点外来の件数※}}{\text{再診の外来件数}}$ $\Rightarrow$ 25%以上

※紹介受診重点医療機関：以下のいずれかに該当する外来。

- ・ 医療資源を重点的に活用する入院の前後（30日間）の外来
- ・ 高額等の医療機器・設備を必要とする外来
- ・ 特定の領域に特化した機能を有する外来（紹介患者に対する外来等）

水準

紹介率： $\frac{\text{紹介患者数}}{\text{初診患者数}}$ $\Rightarrow$ 50%以上

逆紹介率： $\frac{\text{逆紹介患者数}}{\text{初診患者数}}$ $\Rightarrow$ 40%以上

※「基準満たさない が 意向あり」の医療機関に関する協議で活用する。

（出典）外来機能報告に関するガイドライン

協議の方向性について

		紹介受診重点医療機関となる意向	
		あり (○)	なし (×)
紹介受診重点外来に関する基準	満たす (○)	① 特別な事情がない限り、紹介受診重点医療機関となることが想定される。	② 異議等がなければ、紹介受診重点医療機関にならない。
	満たさない (×)	③ 異議等がなければ、紹介受診重点医療機関になる。 協議の場で、基準を満たす蓋然性やスケジュールを説明する。 ※前年度に意向○基準×で非承認となった医療機関で、基準の達成状況を示す数値がダウンした場合は協議不要で非承認	〈協議対象外〉 ※既に紹介受診重点医療機関として公表されている医療機関が該当した場合は協議の場において確認する。

①基準を満たしており、意向がある医療機関について

- 協議必要：a.新規に紹介受診重点医療機関となる医療機関
b.前年度に非承認となった医療機関
- 協議不要：継続して紹介受診重点医療機関となる医療機関
※紹介受診重点医療機関となったことを事後報告。

②基準を満たしているが、意向がない医療機関について

- 協議必要：a.新規に協議対象となった医療機関
b.既に紹介受診重点医療機関だが、意向×となった医療機関
c.前年度に意向○基準×で非承認の医療機関
- 協議不要：a.前年度に意向○基準○で非承認の医療機関
b.前年度に意向×基準○で非承認の医療機関

③基準を満たしていないが、意向がある医療機関について

- 協議必要：a.新規に協議対象となった医療機関
b.既に紹介受診重点医療機関だが、基準の達成状況を示す数値がダウンした医療機関
c.前年度に非承認となった医療機関(前年度に意向○基準×で基準の達成状況を示す数値がダウンした場合を除く)
- 協議不要：a.既に紹介受診重点医療機関で、基準の達成状況を示す数値がアップした医療機関
b.前年度に意向○基準×で非承認となった医療機関で、基準の達成状況を示す数値がダウンした医療機関
※非承認となる。

※既に紹介受診重点医療機関として公表されている医療機関についても確認が必要。

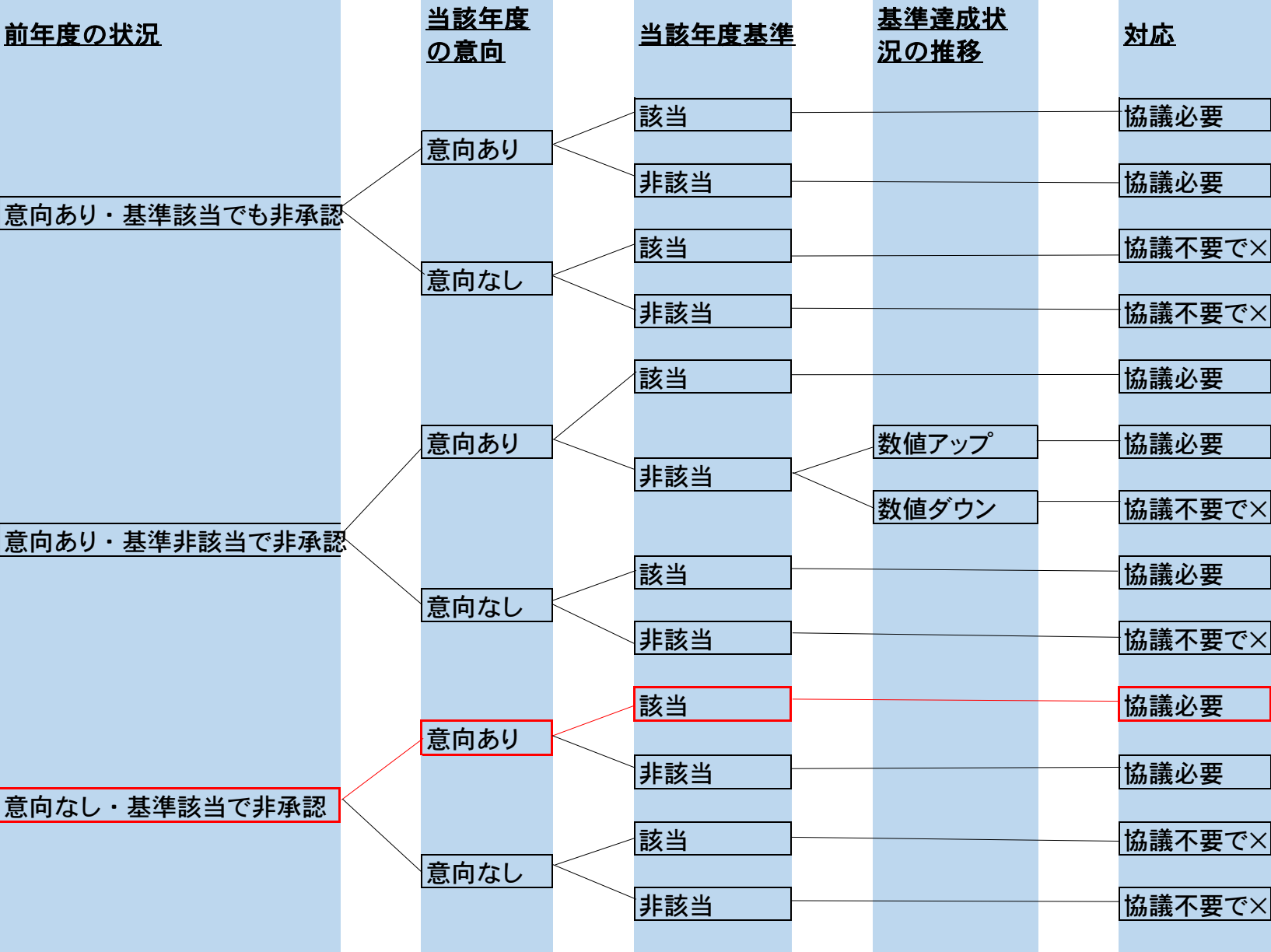
2. しらかわ診療所の選定について

外来機能報告結果について

		令和6年度				令和5年度			
構想区域	医療機関施設名	意向	基準	初診 基準	再診 基準	意向	基準	初診 基準	再診 基準
前橋	しらかわ診療所	○	○	48.8	50.5	×	○	52.7	51.7

- 初診基準（初診の外来件数のうち「紹介受診重点外来」の件数の占める割合）：40%以上
- 再診基準（再診の外来件数のうち「紹介受診重点外来」の件数の占める割合）：25%以上
- 「基準」及び「紹介基準」は、それぞれ2つずつある基準の内、両基準が満たされている場合は「○」、いずれかが満たされている場合は「△」、いずれも満たされていない場合は「×」と表記。

フローチャート【前年度に非承認となった医療機関の再協議案件】



紹介受診重点医療機関となる意向	
あり（○）	なし（×）
紹介受診重点外来に関する基準を満たす（○）	① 特別な事情がない限り、紹介受診重点医療機関となることが想定される。
満たさない（×）	② 異議等がなければ、紹介受診重点医療機関にならない。
	③ 異議等がなければ、紹介受診重点医療機関になる。協議の場合、基準を満たす蓋然性やスケジュールを説明する。※前年度に意向○基準×で非承認となった医療機関で、基準の達成状況を示す数値がダウンした場合は協議不要で非承認
	〈協議対象外〉 ※既に紹介受診重点医療機関として公表されている医療機関が該当した場合は協議の場において確認する。

③しらかわ診療所

しらかわ診療所（前橋）

- 令和5年度、令和6年度の報告状況は以下のとおり。

	意向	初診基準	再診基準
令和5年度	×	52.7	51.7
令和6年度	○	48.8	50.5

- ・初診基準: 40%以上
- ・再診基準: 25%以上

- 令和5年度は基準を満たすが、紹介受診重点医療機関となる意向がなかったため、紹介受診重点医療機関とはならなかった。
- 令和6年度は紹介受診重点医療機関となる意向が「あり」へ変更。
- 令和6年度においても、基準を満たしている。

しらかわ診療所（前橋）

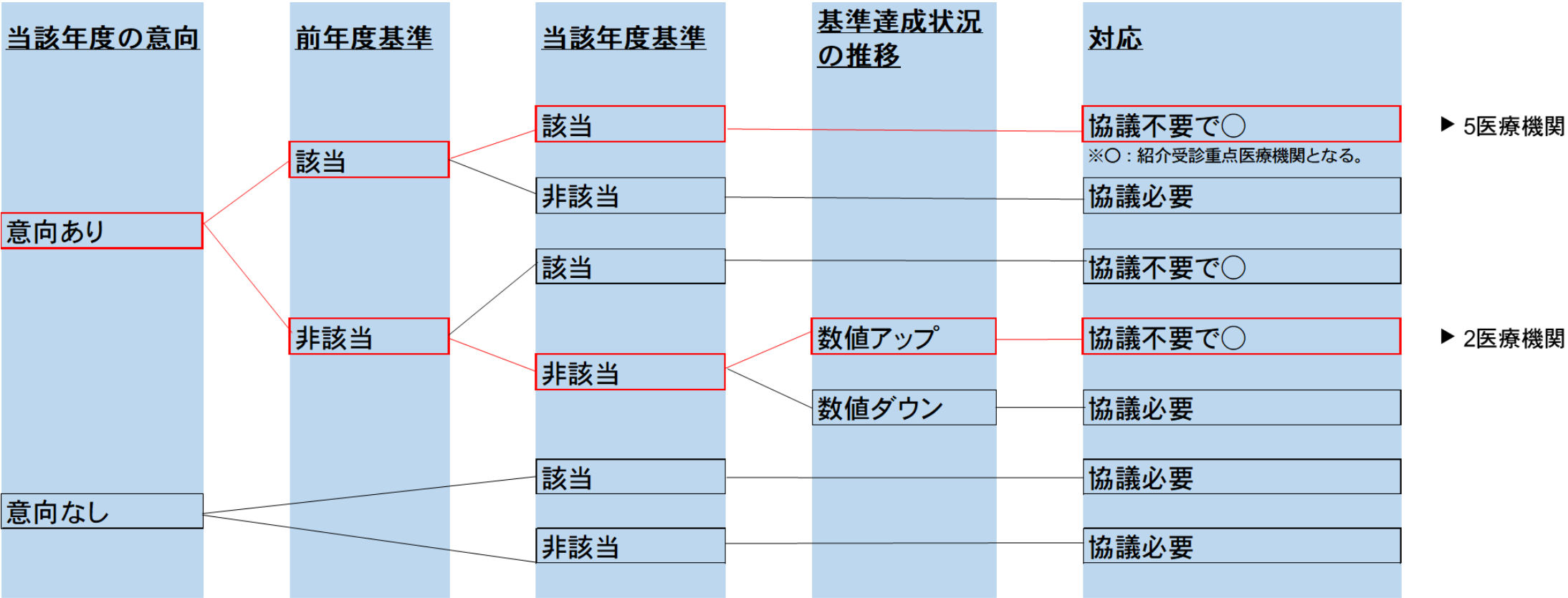
		紹介受診重点医療機関となる意向	
		あり（○）	なし（×）
紹介受診重点外来に関する基準	満たす（○）	① 特別な事情がない限り、紹介受診重点医療機関となることが想定される。	② 異議等がなければ、紹介受診重点医療機関に <u>ならない</u> 。
	満たさない（×）	③ 異議等がなければ、紹介受診重点医療機関に <u>なる</u> 。 協議の場で、基準を満たす蓋然性やスケジュールを説明する。 ※前年度に意向○基準×で非承認となった医療機関で、基準の達成状況を示す数値がダウンした場合は協議不要で非承認	〈協議対象外〉 ※既に紹介受診重点医療機関として公表されている医療機関が該当した場合は協議の場において確認する。

当該医療機関が紹介受診重点医療機関となることについて、お諮りします。
異議がある場合、意見照会様式への御記入をお願いいたします。

- 異議がない場合は、紹介受診重点医療機関として選定される。

(参考資料) フローチャート【前年度に承認された医療機関の継続案件】

- 協議対象医療機関のうち、本医療圏に属する7医療機関については、当該年度協議不要で引き続き紹介受診重点医療機関となる。



※ 5 医療機関：前橋赤十字病院、群馬大学医学部附属病院、群馬中央病院、群馬県済生会前橋病院、城西クリニック
※ 2 医療機関：善衆会病院、県立心臓血管センター

(参考資料) 外来機能報告結果【前年度に承認された医療機関の継続案件】

〈紹介受診重点医療機関となる意向があり、前年度基準を満たし、当該年度基準も満たす：5医療機関〉

構想区域	医療機関施設名	令和 6 年度				令和 5 年度			
		意向	基準	初診基準	再診基準	意向	基準	初診基準	再診基準
前橋	前橋赤十字病院	○	○	44.4	36.5	○	○	48.6	38.2
前橋	群馬中央病院	○	○	61.9	29.4	○	○	45.8	25.3
前橋	群馬大学医学部附属病院	○	○	79.1	27.5	○	○	76.1	27.1
前橋	群馬県済生会前橋病院	○	○	60.9	39.0	○	○	57.2	38.7
前橋	城西クリニック	○	○	100.0	76.1	○	○	100.0	58.6

- 令和 6 年度は令和 5 年度と比較して、意向、基準達成状況ともに変化なし。

⇒引き続き、紹介受診重点医療機関となる。

(参考資料) 外来機能報告結果【前年度に承認された医療機関の継続案件】

〈紹介受診重点医療機関となる意向があるが、前年度基準を満たさず、当該年度基準も満たさない：2医療機関〉

(参考：紹介率・逆紹介率の比較)

		令和6年度				令和5年度				令和6年度			令和5年度		
構想区域	医療機関施設名	意向	基準	初診基準	再診基準	意向	基準	初診基準	再診基準	紹介基準	紹介率	逆紹介率	紹介基準	紹介率	逆紹介率
前橋	善衆会病院	○	△	36.2	31.5	○	△	31.9	32.0	×	43.4	30.9	×	40.6	25.7
前橋	県立心臓血管センター	○	△	79.6	24.3	○	△	77.5	22.4	○	68.9	139.7	○	67.1	129.3

※基準を下回るものは赤太字で表記

- 令和6年度は令和5年度と比較して、意向に変化なし。
- 令和6年度は令和5年度と比較して、基準達成状況を満たさないことになりはなすが、基準を下回っていた数値（赤太字）において上昇が認められた。
- （参考：紹介基準の達成状況について、変化なし。）

⇒引き続き、紹介受診重点医療機関となる。